

# 鳥取県の最低賃金

鳥取県最低賃金

令和5年10月5日発効

時間額 **9000**円



鳥取県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用されます。

## 特定(産業別)最低賃金

下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されます ※業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **906**円  
令和5年12月17日発効

鳥取県各種商品小売業最低賃金

時間額 **902**円  
令和5年12月15日発効

ただし、次に掲げる労働者は鳥取県最低賃金(時間額900円)が適用されます

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業においては、手作業により又は手工具もしくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者



最低賃金制度のマスコット「チェックマン」

※次の賃金は最低賃金の計算に算定しません

- ① 制皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日及び深夜の割増賃金

※派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます

最低賃金に関する特設サイトでは、業務改善助成金などの最低賃金引上げに向けた各種支援策も紹介しています

必ずチェック最低賃金 検索

<https://pc.saiteichingin.info>



詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずねください



鳥取労働局労働基準部賃金室 TEL0857-29-1705

鳥取労働基準監督署 米子労働基準監督署 倉吉労働基準監督署

TEL0857-24-3211 TEL0859-34-2231 TEL0858-22-6274

# 最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。

**1 時間給の場合**

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

---

**2 日給の場合**

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

---

**3 月給の場合**

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

---

**4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合**

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

## 【最低賃金の計算事例】

### 事例1 月給制で支給される場合

基本給	120,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	190,000円
年間労働日数	250日
労働時間/日	8時間
鳥取県最低賃金	900円

- ・労働者Aさんは、月給で、基本給が月120,000円、職務手当が月30,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。
- ・X月の賃金では時間外手当が35,000円支給され、合計が190,000円となりました。
- ・Aさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間となっています。

Aさんのこの賃金が最低賃金以上となっているかどうかは次のように調べます。

- (1) Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当、時間外手当を除きます。

$$190,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 150,000円$$

- (2) この金額を1か月の平均所定労働時間数で割り、最低賃金額と比較すると、

$$150,000円 \div ((250日 \times 8時間) \div 12か月) = 900円 (円未満切捨て) \geq 900円 (鳥取県最低賃金)$$

となり、最低賃金額以上となります。

### 事例2 日給制と月給制の組み合わせで支給される場合

基本給(日給)	6,000円
Y月の労働日数	20日
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
合計	150,000円
年間労働日数	250日
労働時間/日	8時間
特定最低賃金(電機)	906円

- ・労働者Bさんは電子部品製造業で部品の製造業務に従事しています。
- ・Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり6,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。
- ・Y月は20日働き、手当を含めた賃金の合計が150,000円となりました。
- ・Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間となっています。

Bさんのこの賃金が最低賃金以上となっているかどうかは次のように調べます。

- (1) Bさんに支給された手当のうち、最低賃金の対象となるのは職務手当のみです。

$$\text{職務手当 月額} 25,000円$$

- (2) 基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

$$\text{基本給の時間換算額 } 6,000円 \div 8時間/日 = 750円/時間$$

$$\text{手当の時間換算額 } 25,000円 \div ((250日 \times 8時間) \div 12か月) = 150.00円$$

$$\text{合計の時間換算額 } 750円 + 150.00円 = 900円 (円未満切捨て) < 906円 (特定最低賃金(電機))$$

となり、最低賃金額を下回ることとなります。